

もためし有事なり、年中行事にもあらず、あながちあるすべきにはあらねども、日をさだめたる事なれば、筆のついでに十一月一日の事にいさゝかあるしくはへ侍るなり。

〔光臺一覽〕十一月朔日、若冬至今日に廻り當れば、朔旦冬至とて、天子の御賀を有て、今夜節會を御行御事なり、陣の儀式、三節會に大略同じ、若又十月晦日冬至なれば、朔日へ延し、十二月二日冬至なれば、朔日へ縮めなどして、節會を御行御事なり、但暦の動にはあらず、節會を屈伸せる義祝なりと心得べし、左様に朔旦冬至なされ度思召佳儀なれば、よくく天子の御身の上に極りたる御賀とか奉推候、

〔續日本紀桓武八〕延暦三年十一月戊戌朔勅曰、十一月朔旦冬至者、是歷代之希遇、而王者之休祥也、朕之不德、得值於今、思行慶賞、共祝嘉辰、公卿已下宜加賞賜、京畿當年田租、並免之。

〔類聚國史歲時〕延暦二十二年十一月戊寅朔百官詣闕上表曰、臣聞惟德動天、則靈祇表瑞、乃神司契、則懸象呈祥、伏惟天皇陛下、則哲承基、窮神闡化、功被有截、德輝無方、伏檢今年曆、十一月戊寅、朔旦冬至、○中又今年十一月、朔旦冬至、皇太子某及百官表賀曰、軒轅之年、寶鼎呈祉、陶唐之世、金精表圖、稽之前修、誠合嘉瑞、天之所祐、古今寧殊、可久可長之功、不召而方至、太平太同之化、不言而自成、朕以靈徵之攸臻、必資厚德、休命之所感、乃通至仁、顧惟庸虛、但增慙歎、恩施凱澤以答天情、自延暦廿二年十一月十五日昧爽以前、徒罪以下、○無輕重悉皆赦除、但犯八虐、故殺人、謀殺人、強竊二盜、私鑄錢、常赦所不免者、不在赦限、敢以赦前事相告言者、以其罪罪之、其王公以下、宜加賞賜、但能盡忠力、先有勤効者、特加爵賞、用申褒寵、内外文武官主典已上敍爵一級、正六位上者宜量賜物、天下高年、百歲以上穀二斛、九十以上一斛、八十以上五斗、庶恤隱之旨、感於上玄、珍覲之應、被於中壤、布告遐邇、知朕意焉、

〔類聚國史歲時〕弘仁十三年十一月丁巳朔旦冬至、百官奉賀、○下

〔續日本後紀十四〕承和八年十一月丁酉朔是日、朔旦冬至也、公卿上表慶賀、

丙辰是日、天皇御紫宸